

国自総第542号
国自旅第305号
平成17年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

大規模災害時におけるバス輸送の確保等について

大規模災害時における当該地域内及び当該地域との他の都市との間の交通手段の確保は、一刻も早い被災地の復旧・復興支援にとって重要である。とりわけ、バスはその機動性を活かし、こうした交通手段の確保の上で極めて有用な交通機関である。昨年10月23日に発生した新潟県中越地震においても、道路や鉄道が寸断され、新潟首都圏等を結ぶ交通機関が途絶した際にも、北陸信越運輸局の迅速かつ適切な判断により、いち早く高速バスの迂回系統を設定し、また、鉄道の代替輸送として被災地と首都圏を結ぶ交通ルートを確保し、バスへの信頼性を高めたことは記憶に新しいところである。

このため、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、大規模災害時において、住民等の交通手段確保のため、地方公共団体やバス事業者等から乗合バスの迂回系統の設定について要請があった場合には、道路運送法第17条の趣旨に則り、必要に応じて事業計画の変更や運行計画の届出等の諸手続を省略し、当該迂回運行が迅速に行えるよう措置されたい。

また、鉄道の代替輸送として貸切バスによる運行を緊急に実施する必要がある場合であって、当該地域の貸切バス事業者の輸送力のみではこれらの需要に十分対応できないときには、近隣他県等の貸切バス事業者の輸送力を迅速に投入することにより当該代替輸送の的確な実施を図ることとし、関連する道路運送法上の諸手続きについては、事後補正等の手続きを積極的に活用する等、柔軟に取扱うこととされたい。

なお、これらの運行に関しては、積極的な広報に努めるほか、迂回運行等については緊急的な措置として実施するものであるため、輸送の安全の確保の観点から、下記事項について特に留意するよう関係事業者を指導されたい。

記

- (1) 運行前に非常時における対応マニュアルを徹底させること
- (2) 迂回経路の道路状況を的確に把握するため、インターネット、テレビ、道路交通情報センター等からの情報収集に努めること
- (3) 得られた情報を基に的確な運行指示を運転者に与え、乗客の安全を最優先にした措置を取ること
- (4) 緊急時に備え、運行管理者と乗務員が密接かつ速やかに連絡できる体制を整えておくこと
- (5) 状況の変化について、地方運輸局等と密に連絡を取ること